

コンプライアンス推進本部要綱

(設置)

第1条 コンプライアンスの取組を全庁的に推進するため、コンプライアンス推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項の総合調整に関する事務を所掌する。

- (1) 「京都市職員コンプライアンス推進指針」に基づく取組
- (2) 前号に掲げるもののほか、コンプライアンスの推進に関する取組

(組織)

第3条 本部は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) コンプライアンス推進本部長（以下「本部長」という。）
- (2) コンプライアンス推進副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) コンプライアンス推進統括本部員（以下「統括本部員」という。）
- (4) コンプライアンス推進本部員（以下「本部員」という。）

(本部長)

第4条 本部長は、市長をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総理する。

(副本部長)

第5条 副本部長は、副市長をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理し、本部長及び当該副本部長に事故があるときは、他の副本部長のうち、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(統括本部員)

第6条 統括本部員は、監察監をもって充てる。

2 統括本部員は、本部長及び副本部長を補佐するとともに、本部の所掌事務の着実な推進を図るために、本部員間の連絡調整を統括する。

(本部員)

第7条 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第8条 本部の会議は、本部長が必要があると認めるとき、随時招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長、統括本部員及び本部員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、行財政局において行う。

(コンプライアンス推進部会)

第10条 本部の所掌事務に関して必要な事項の検討、調整及び実践を行うため、コンプライアンス推進部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、コンプライアンス推進部会長（以下「部会長」という。）及びコンプライアンス推進部会員（以下「部会員」という。）をもって構成する。

3 部会長は、監察監をもって充てる。

4 部会員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

5 部会長は、部会の事務を総理する。

6 部会は、部会長が必要があると認めるとき、随時招集する。

7 部会の庶務は、行財政局において行う。

8 前各項に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、部会長が定める。

(コンプライアンス推進委員会)

第11条 本部の所掌事務に関して、別表第3に掲げる局区等（以下「局区等」という。）における取組を推進するため、局区等にコンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、それぞれ委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、局区等の長をもって充てる。

4 委員長は、副委員長及び委員を指名する。

5 委員会の庶務は、それぞれ、局区等の庶務担当課において行う。

6 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(実施日)

1 この要綱は、平成20年8月27日から実施する。

(関係要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」推進本部に関する要綱

(2) 京都市服務監察会議要綱

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表第1（第7条関係）

(1) 会計管理者

(2) 都市経営戦略監

(3) 企画監

(4) 危機管理監

- (5) 産業・文化融合戦略監
- (6) 文化芸術政策監
- (7) デジタル化戦略監
- (8) 観光政策監
- (9) 木の文化・森林政策監
- (10) 京都市事務分掌条例第1条に規定する局長
- (11) 区長及び担当区長
- (12) 消防局長
- (13) 京都市公営企業の管理者及び組織に関する条例第2条に規定する管理者
- (14) 交通局次長
- (15) 上下水道局次長
- (16) 市会事務局長
- (17) 教育長
- (18) 教育次長
- (19) 選挙管理委員会事務局長
- (20) 人事委員会事務局長
- (21) 監査事務局長
- (22) 前各号に掲げる者のほか、本部長が必要と認める本市関係職員

別表第2（第10条関係）

- (1) 京都市事務分掌条例第1条に規定する局の庶務担当部の部長又は庶務担当室の室長
- (2) 会計室長
- (3) 区役所及び区役所支所の地域力推進室長
- (4) 消防局総務部長
- (5) 交通局企画総務部長
- (6) 上下水道局総務部長
- (7) 市会事務局長
- (8) 教育委員会事務局総務部長
- (9) 選挙管理委員会事務局次長
- (10) 人事委員会事務局次長
- (11) 監査事務局次長

(12) 農業委員会事務局長

(13) 前各号に掲げる者のほか、部会長が必要と認める本市関係職員

別表第3 (第11条関係)

(1) 京都市事務分掌条例第1条に規定する局

(2) 会計室

(3) 区役所及び区役所支所

(4) 消防局

(5) 交通局

(6) 上下水道局

(7) 市会事務局

(8) 教育委員会事務局

(9) 選挙管理委員会事務局

(10) 人事委員会事務局

(11) 監査事務局

(12) 農業委員会事務局